



ながはま 長浜 ひろみ 議員

◆年 金

問 年金受給資格が25年から10年に短縮され、本町の取り組みとしてア.対象者数 イ.対象者に対する手続きの支援方法 ウ.対象者に手続き漏れはないか。

総務部長 ア.対象者については、本町の対象者は311人と

なっている。イ.対象者数の支援方法は、年金業務は国からの法定受託事務として本町の窓口で、受給権者から年金に係る申請等を確認し、すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は受理し、審査し、申請などに係る事実を審査のもとに年金事務所に申請書の提出を行っている。それ以外の国民年金3号被保険者、厚生年金被保険者についてはこちらでの内容確認が十分でないため、年金事務所へ案内している。ウ.対象者の手続き漏れはないかという点とだが、今年の11月16日現在で105名の方が手続きをまだされていない状況である。

◆小中学校のICT教育

問 小中学校でのICT教育について、タブレットは、今でも2人に1台なのか。

教育総務課主幹 はい。

問 がっかりだ。文教のまち西原町ですから、一人一台必要ですよ。電子黒板で授業をしていて2人でタブレットを見ながらだと、操作できる子の方が理解が進んでいって、操作できない子は置いていかれてしまう。「不便ではないか」と聞いてみると「かなり不便です」と。子どもたちの素直な感想であると思う。2人に1台は使にくい、やっぱり1人に1台与えては。

教育長 1人に1台が理想的

だと思う。厳しい財政状況で非常に悩ましい。できるかできないか、検討してまいりたい。



《 主な議案の審議結果 》

ゴミ処理広域化計画に伴う東部清掃施設組合の解散関係

将来のごみ処理の効率的かつ円滑な推進や財政負担の軽減を図るため、清掃組合等の統合と焼却施設の一元化に向けての取り組み

1. ごみ処理広域化計画の経緯

H20.3.31 ・サザンクリーンセンター推進協議会理事会で、南部広域行政組合と3清掃組合を統合し焼却施設も一元化することを承認。

H20.6.25 ・沖縄県指令企第233号で、組合規約第3条第4号「ごみ処理広域化計画及び施設整備に関する事務」が承認され、7月1日施行。

H28.2.25 ・最終処分場の建設に目処がついたことから、サザンクリーンセンター推進協議会理事会で、将来の組合組織及び焼却施設の一元化に向けた取り組みを議論、4月1日に新炉建設準備室を新設して取り組むことを承認。

※サザンクリーンセンター推進協議会とは… 糸満市、豊見城市、八重瀬町、与那原町、西原町、糸満市・豊見城市清掃施設組合、島尻消防清掃組合、東部清掃施設組合の6市町と一部事務組合3清掃組合で構成する機関。廃棄物処理施設及び建設候補地の選定に関する事、広域的な施設整備に関する事等について審議してきた。このたびの南部広域行政組合への事務移管等により、平成30年3月31日付けで解散予定。

2. 今後のスケジュール

H29.12月末まで ・3清掃組合構成市町村で、清掃組合の解散議決及び財産処分議決、清掃事務を承継する南部広域行政組合の規約変更議決を行う(島尻消防、清掃組合は清掃のみ事務移管)。

H30.3月末まで ・3月31日付けで3清掃施設の解散、新組合の規約変更。
・新たな南部広域行政組合の業務スタート。

沖縄県の国保財政は、近年、前期高齢者交付金問題により、各自治体は財政赤字に陥っている。西原町はこれまで国保税の改定をせずにきたが、今後の国保財政広域化に向け、県から示された国保税(料)の水準に近づけるべく、県内市町村の平均税率まで引き上げる今回の改定となりました。

賛成多数
原案可決

議案 第53号

◆東部清掃施設組合の解散について

10年後の広域一元化のための南部地域のごみ処理施設「東部清掃施設組合」「糸満市・豊見城市清掃施設組合」を南部広域行政組合に統合するため。

議案 第54号

◆東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について

東部清掃施設組合の解散に伴い、清掃工場、汚泥再生処理センター、し尿処理場跡地、財政調整基金を南部広域行政組合に帰属せしめるため。

議案 第55号

◆南部広域行政組合規約の変更について

糸満市・豊見城市清掃組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合(清掃事務のみ)の解散に伴い南部広域行政組合において、その事務を承継することから、南部広域行政組合規約を変更する必要性が生じたため。

焼却施設の建設

・基本構想、基本計画等の作成。建設地の決定。環境影響調査、都市計画決定、用地買収。施設建設を経て、平成39(2027)年度供用開始を目指す。

議案 第58号

◆西原町国民健康保険税条例の一部を改定する条例について

国民健康保険制度の平成30年4月からの都道府県単位広域化制度改正に伴う、県への事業納付金支出と県から示された標準課税額をふまえ、西原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

全会一致
原案可決